

果も踏まえ、対策が必要とされる海岸堤防については順次整備を進めていきます。また、対策には多額の費用と時間を要することから、避難路整備など、ソフト対策も組み合わせた総合的な取組により、沿岸域の住民の安全確保に努めます。

●その他の質問事項  
三重県の観光戦略

木材利用の新たな拡大策を

地域振興の推進

野田 勇吉雄 議員  
無所属 MIE(尾鷲市選出)

問

森林事業の振興を進めるためには木材の市場拡大が必要です。しかし、例えば高価と言われる尾鷲ヒノキは、労力や時間をかけてまっすぐな強度の高い木材となつていますが、消費者に安い材との違いが理解されていません。また、森林保全が、安心な水の安定確保や自然災害の防止などに強くなつてきている点もあまり理解されていません。

そこで、消費者が良いものや本物を選択する時代になりつつある今、官民協働で、県産材の良さや木材の持つ「環境」というソフト面をアピールするなど、県民の意識の啓蒙が必要であり、将来的には森林環境税の必要性にまで意識を高めていただくべきだと考えます。県は平成十六年度から環境部を環境森林部へと組織改正しますが、どのように事業展開していくのかお聞きします。

間伐作業



答

木材利用の拡大のためには、木材の持つ環境配慮型の素材性を強く打ち出し、より一層県産材の付加価値を高めるための新たなデモンストラーションに取り組むことが必要だと考えています。今後は、環境森林部での林業部門の二元化が、森林・林業事業者の皆様へのワンストップサービスの向上はもとより、林業経営、木材産業の振興のための県産材の付加価値の向上と、販路拡大の両面に寄与できるよう取り組んでいきます。

●その他の質問事項

県民しあわせプランを推進する野呂 県政と三重県議会のあり方 他

道州制議論で県民に夢を

市町村合併後の三重県のあり方

北川 裕之議員  
新政みえ(名張市選出)

問

県内はもろろん、全国的に市町村合併が進められていますが、その先には、当然、都道府県の合併や道州制の導入が見えてきます。国の第二十八次地方制度調査会でも議論が始まるつとていますが、県の総合計画「県民しあわせプラン」では、残念ながらこの道州制や将来の県のあり方が示されていません。しかし、市町村合併に困難が生じているのは、国の財政難といったマイナス発想からのスタートに、住民が新しいまちづくりに対して夢やビジョンを持ってなかつたからではないでしょうか。だからこそ、形や枠組みではなく、将来の県のあり方を議論することが、県民に新たな目標や夢を与えることにつながっていくのです。これは、市町村合併をさらに進めるための原動力になるとともに、地方主権を中央から勝ち取る大きな手段になり得ると考えますが、所見をお聞きします。

答

道州制を考えるうえで、まずは、市町村合併後の県のあり方や国・県・市町村の役割を明らかにしていくことが先決であると考えています。今後、県としては、現在取り組んでいる隣接府県等との連携や道州制も含めた国・県・市町村のあり方などについて、全国知事会や近隣府県等との研究会などに積極的に参加していくとともに、国の地方制度調査会における具体像の審議などの動きも踏まえ、幅広い道州制の議論や検討が必要であると考えています。



●その他の質問事項  
地域福祉計画

知事の権限行使について

国民保護法制と知事の権限

石原 正敬 議員  
自由民主党・無所属議員団(三重県選出)

問

昨年の六月に有事関連三法が成立し、武力攻撃事態への対処に関して、地方公共団体の責務や国との役割分担に関する基本的事項が規定されましたが、その解釈は、現在策定中の国民保護法制に委ねるとされています。一方、公表されている国民保護法制の要旨において、知事には市町村に対する避難の指示、自衛隊の派遣要請、土地収用など、いくつかの権限や措置事項が規定されています。これらは、通常の担任事務に関する権限とは明らかに異なるものであり、県民の生命や財産に密接に関わる幅広いものと言えます。そこで、こうした権限の行使にあたっての知事の所見をお聞きします。

答

これは、知事が当該地域における国民の保護のための措置を実施するにあたり、市町村や関係機関、警察や消防等との迅速な連携協力が必要となることから、知事に総合調整権を付与することが適切であるとの国の認識に基づくものです。さらに、これらの権限は武力攻撃や大規模テロによる差し迫った事態において、限定的かつ必要最小限に行使できるものであって、合理的なものであると考えます。いずれにしても、非常時のみに適用される法律であることから、県民の生命、身体、財産を保護する立場にある者として、その行使については慎重な判断をしていきたいと考えます。

鳥インフルエンザ対策を万全に

三重県農政の方向

清水 一昭 議員  
新政みえ(鈴鹿市選出)

問

昨年十二月に発生が確認された鳥インフルエンザは、現在、日本を含めアジアで大流行しています。また、京都府内にある養鶏業者の衛生管理の不徹底から、感染した農場から鶏肉や鶏卵が市場に流通するとともに、三重県内でもその流通が確認されるなど、身近な問題として県民や生産者もたいへん不安を感じているのではないのでしょうか。鳥インフルエンザの伝播経緯が解明されない中、県内での発生の可能性も否定できないことから、養鶏農家が多い本県においても、風評被害の防止も含め、万全の対策、体制をとるべきと考えますが、県の対応をお聞きします。また、学校で飼育されている鶏などにも伝染する恐れがあると言われていますが、県内の小学校での飼育状況とその対応についてもお聞きします。